

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成31年3月18日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更となる場合があります。対象になる方には、平成31年3月19日※<sup>3</sup>以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※<sup>1</sup> 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※<sup>2</sup> 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

※<sup>3</sup> 雇用保険の基本手当の場合、各認定日に認定される期間については、前回の認定日から今回の認定日の前日までの支給となります。よって、3月18日に認定日を迎える方については、次回認定日より、今回の認定日(3月18日)から次回認定日の前日までの給付について、再計算された金額での支給となりますのでご注意ください。

### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,500	13,510	6,750	6,755(+5)
30～44歳	14,990	15,010	7,495	7,505(+10)
45～59歳	16,500	16,520	8,250	8,260(+10)
60～64歳	15,740	15,750	7,083	7,087(+4)

#### 【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(13,510円)が適用されますので、平成31年3月18日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,755円となります。

### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,984円になります。

※賃金日額・基本手当日額の下限額については、変更ありません。



## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)</b>		
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円～3,975 円
4,970 円以上 12,220 円以下	80%～50%	3,976 円～6,110 円 (※2)
12,220 円超 13,510 円以下	50%	6,110 円～6,755 円
<b>13,510 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,755 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円～3,975 円
4,970 円以上 12,220 円以下	80%～50%	3,976 円～6,110 円 (※2)
12,220 円超 15,010 円以下	50%	6,110 円～7,505 円
<b>15,010 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,505 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円～3,975 円
4,970 円以上 12,220 円以下	80%～50%	3,976 円～6,110 円 (※2)
12,220 円超 16,520 円以下	50%	6,110 円～8,260 円
<b>16,520 円(上限額) 超</b>	—	<b>8,260 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円～3,975 円
4,970 円以上 10,990 円以下	80%～45%	3,976 円～4,945 円 (※3)
10,990 円超 15,750 円以下	45%	4,945 円～7,087 円
<b>15,750 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,087 円(上限額)</b>

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y=0.8w-0.3\{(w-4,970)/7,250\}w$

※3  $y=0.8w-0.35\{(w-4,970)/6,020\}w$ ,  $y=0.05w+4,396$  のいずれか低い方の額

### 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

#### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	6,105	6,110 (+5)
60～64 歳	4,941	4,945 (+4)

#### ◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,831	1,833 (+2)
60～64 歳	1,482	1,483 (+1)